

自治体当局もジュネーブ条約を強く意識

奈良市で「国民保護計画」市民公聴会開催

「平和・無防備都市条例」奈良市民の会 辻本 誠

去る2月24日、「平和・無防

備都市条例」奈良市民の会、奈良市平和委員会、奈良市革新懇などの団体・個人の呼びかけで、「奈良市国民保護計画」市民公聴会を開催しました。

準備が遅れ、時期は国民保護計画が報告される3月議会直前になってしまいました。奈良県・奈良市の担当者の出席を実現し、国民保護計画に市民の声を反映させようという所期の目的は達成できたと考えています。

西晃 弁護士が講演の中で、「とりわけ奈良だからこそ『文化財のまち』を世界中に宣伝することの方が、有事事態に備えたり、国民保護計画を策定することよりもずっと有効だ」と指摘されたことは、国民保護計画の本質を鋭く突くとどまらず、有事を起こさせないために、県・市・市民が出来ることの中身を具体的に明らかにするものでし

た。

自衛隊の避難誘導に文言追加

「自衛隊による避難住民の誘導」に関しては、市は計画の中

に「なお、自衛隊の部隊等の長に対する避難誘導の要請に当たっては、市長は避難住民の安全確保のため、武力攻撃の状況等に留意し、適切に対処するものとする」という文言を付け加えました。それは、私たちのパブリックコメントへの意見集中度重なる対市交渉による成果でした。市は文言追加の理由として、「自衛隊の本来任務とされている『侵害排除』との関連」と「ジュネーブ条約の規定との関連」の2点を上げています。市民公聴会でその点をさらに質問したところ、担当の危機管理課長は次のように回答し、自治体当局もジュネーブ条約に盛り込まれた軍民分離の規定を強く意

識し始めていることを示しました。

軍民分離原則意識した危機管理課長回答

・ 出動した自衛隊の目的、形態によつては、避難誘導を要請してもそれに従事できない場合もある。ただ、自衛隊法には国民保護派遣が規定されているので、それに基づいて派遣された場合は可能な場合もあると考えている。

・ ジュネーブ条約の中では、軍隊であっても一定の条件の下では文民保護に当たれるように規定されていると考えている。その条件に当てはまるような自衛隊、基本的にはピストルぐらいの、自衛隊から言えば丸腰のような感じかも分かりませんが、そういう自衛隊であれば、避難誘導に当たってもジュネーブ条約違反に当たらないようなことですので、そういう状況を下

分に見極めて「適切に対処する」としたものです。

・ 武力攻撃の状況があと一週間後、一カ月後という状態で避難をする場合、自衛隊に避難誘導に当たっていただいても何ら問題は生じないのではないかと考えます。間近に武力攻撃が迫っている段階で、自衛隊が装甲車でもって避難誘導に当たれば攻撃の巻き添えを受ける可能性も高い、そういった状況を十分にその場で判断する必要があるので、こういう表現を付け加えさせていただいた。

国民保護計画を監視し非戦のまちへ

残念ながら、西宮市のように「要請しない」と断言するまでには至っていませんが、私たちが引き続き、国民保護計画の発動を監視してゆく取り組みを強化する上で、大きな手がかりを得たと評価できるものだと考えています。

奈良市民の会としては、3月21日の第二回総会を成功させ、ハーグ条約の基づく文化財保護の取り組みも含めて、さらに非戦のまちづくりを拡大・発展させたいと思います。